

別紙添付①



平成24年(ワ)第6907号建物収去土地明渡等請求事件

原告 大洋リアルエステート株式会社

被告 御堂筋共同ビル開発特定目的会社外1名



第9準備書面

平成25年10月24日

大阪地方裁判所第23民事部合議係 御中

原告 大洋リアルエステート株式会社
代表者代表取締役 堀内正雄



上記原告訴訟代理人

弁護士 辻 公 雄



弁護士 大 西 克 彦



弁護士 白 川 謙 三



原告は、下記のとおり弁論を準備する。以下、略語は、本書面で新たに用いるもののほか、訴状の記載に従う。

記

1 裁判所からの釈明について

定期借地権設定契約書第15条3項により「無償」にて原告に「譲渡することができる」ということで、原告が無償譲渡を申し入れたが(乙5)、TMK

破産管財人は文書で明確に断ったので（甲27）、原告はこれを撤回した。その後、原告は無償譲渡の申し入れを一切していない。

原告は、現在の状況下では、本件建物の取得自体を前提とした主張をするつもりはない。

2 求釈明

本件建物の完成について、被告鹿島建設は準備書面5にて回答するが、瑕疵の補修を実際に行った写真等の証拠がなく、建物完成（瑕疵が補修されていない）には未だ疑義がある。

そこで、原告は、被告鹿島建設に対し、以下の求釈明を求める。

- (1) 原告は、平成25年8月22日、大阪市情報公開条例第5条の規定により、大阪市から、平成22年6月28日被告TMKが大阪市に報告した書類の情報公開請求をしたところ、数百頁以上に及ぶ証拠写真と称する不鮮明な現場の白黒工事写真を受領した。ところが、当然に工事したと思われるところがないようである。

そこで、施行計画書通りに完了したと証明できるカラー写真等の証拠資料の提出を求める。

- (2) 被告鹿島建設は、訴外三菱地所に対し、平成22年2月10日付「御堂筋フロントタワーにおける外装KOパネル是正工事着工承諾願い」（甲42）にて、是正工事計画書及び耐火認定申請書を策定したと報告している。また、上記書面において、「本年2月17日を目途に、本件是正工事を着手させていただきたい」との内容を記載している。

そこで、①被告鹿島建設に対し、是正工事計画書（調査結果及び是正工事計画表を含む）及び耐火認定申請書、さらに是正工事を行うために必要で、平成22年2月10日以前に書かれた耐火認定申請に関わる書類及び試験

体図も含むすべての資料の提出を求める。②是正工事着工が3か月以上遅れた平成22年5月に開始されているところ、大幅に遅れた理由及びそれを説明する資料の提出を求める。

3 本件事業の破綻の原因が三菱地所にあること

これまで再三述べてきたとおり、本件事業の破綻の原因は三菱地所にある。三菱地所は、本件事業の破綻の原因が追加出資義務を履行しない原告にあるとして民事調停申立て（甲43）を行ったが、追加出資義務の根拠を求める原告の求釈明（甲44）に対し適切な根拠を示すことができなかったのである（甲45）。民事調停における三菱地所の主張及び原告の適切な反論（甲46）からして、本件事業の破綻原因が三菱地所にあることは明白である。

以上



平成24年(ワ)第6907号 建物収去土地明渡等請求事件

原告 大洋リアルエステート株式会社

被告 御堂筋共同ビル開発特定目的会社 外1名



証拠説明書 4

平成25年10月24日

大阪地方裁判所第23民事部合議係 御中

原告 大洋リアルエステート株式会社
代表者代表取締役 堀内正雄



原告訴訟代理人弁護士 辻 公雄



記

甲号証	標目	原本・写し	作成日	作成者	立証趣旨
42	御堂筋フロントタワーにおける外装KOパネル是正工事着工承諾願い	写し	H22.2.10	被告鹿島建設	被告鹿島建設が、三菱地所に対し、是正工事計画書及び耐火認定申請書を策定したと報告していること、是正工事着工が当初の予定より3か月以上遅れたこと
43	民事調停申立書	写し	H23.1.31	三菱地所	三菱地所が、大阪地方裁判所に民事調停を申し立てたこと、及びその申立ての内容
44	求釈明書	写し	H23.3.17	原告	三菱地所が申し立てた調停事件において、三菱地所が原告に追加出資義務があるとの主張に対し、その根拠の釈明を求めたこと

45	求釈明に対する回答書	写し	H23.4.7	三菱地所	上記原告の求釈明に対し、三菱地所が適切な根拠を示すことができなかったこと
46	答弁書	写し	H23.4.21	原告	三菱地所の申し立ての主張には根拠がなく、TMKの不履行の責任が三菱地所にあること

以上